

議案第23号

三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する
条例の制定について

三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例を次の
とおり定める。

令和3年2月18日提出

三田市長 森 哲 男

三田市条例第 号

三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する
条例

(三田市下水道条例の一部改正)

第1条 三田市下水道条例（昭和60年三田市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項表以外の部分中「超過使用料」を「従量使用料」に改め、同項の表を次のように改める。

区分	基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）		
一般汚水 （公衆浴場の営業に伴う汚水以外の汚水）	820円	第1段	10立方メートルまで	25円
		第2段	10立方メートルを超え	100円
			20立方メートルまで	
		第3段	20立方メートルを超え	110円
			30立方メートルまで	
		第4段	30立方メートルを超え	130円
			50立方メートルまで	
		第5段	50立方メートルを超え	150円
			100立方メートルまで	
第6段	100立方メートルを超え	185円		
	200立方メートルまで			
第7段	200立方メートルを超え	210円		
	500立方メートルまで			
第8段	500立方メートルを超え	225円		
	1,000立方メートルまで			
第9段	1,000立方メートルを超えるもの	240円		
公衆浴場汚水	100立方メートルまで 1,500円	100立方メートルを超えるもの	15円	

第15条第4項第1号中「基本使用料」を「使用料の額」に改め、同条に次の

1項を加える。

5 市長は、下水道事業の運営に関する動向、社会経済情勢の変化等を勘案し、概ね5年ごとに使用料体系について検証し、その結果必要な措置を講ずるものとする。

(三田市生活排水処理施設条例の一部改正)

第2条 三田市生活排水処理施設条例（平成8年三田市条例第8号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「超過使用料」を「従量使用料」に改め、同条に次の1項を加える。

4 市長は、生活排水処理事業の運営に関する動向、社会経済情勢の変化等を勘案し、概ね5年ごとに使用料体系について検証し、その結果必要な措置を講ずるものとする。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第18条関係）

(1月につき)

基本使用料	従量使用料（1立方メートルにつき）	
820円	第1段	10立方メートルまで 25円
	第2段	10立方メートルを超え 20立方メートルまで 100円
	第3段	20立方メートルを超え 30立方メートルまで 110円
	第4段	30立方メートルを超え 50立方メートルまで 130円
	第5段	50立方メートルを超え 100立方メートルまで 150円
	第6段	100立方メートルを超え 200立方メートルまで 185円
	第7段	200立方メートルを超え 500立方メートルまで 210円
	第8段	500立方メートルを超え 1,000立方メートルまで 225円

	第9段 1,000立方メートルを超えるもの	240円
--	-----------------------	------

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の三田市下水道条例第15条第1項及び三田市生活排水処理施設条例第18条第1項の規定は、施行日以後を始期とする使用期間に係る使用料について適用し、施行日前を始期とする使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、施行日前から継続して公共下水道又は生活排水処理施設を使用する者であって、その使用に際して水道水以外の水を使用した者の施行日を始期とする使用期間に係る使用料については、なお従前の例による。